

新規登録団体資料

(NPO法人 きんじろう会すやま)

① 団体登録申請書	・・・ P1
② 団体登録簿	・・・ P3
③ 定款	・・・ P7
④ 登記事項証明書	・・・ P17
⑤ 2019年度事業報告書	・・・ P19
⑥ 2019年度活動計算書	・・・ P23
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・ P25
⑧ 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	・・・ P27
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・ P28
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・ P31
⑪ その他参考資料	・・・ P33



令和 2年6月25日

枚方市長

申請者
団体名 NPO 法人きんじろう会すやま
主たる事務所
の所在地 枚方市須山町 42-9

代表者 眞下 益久美
連絡先 [Redacted]

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※ (4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。

※ (5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 2 年 6 月 日届出

団体名	フリガナ エヌピーオウハウジン キンジロウカイスヤマ NPO 法人きんじろう会すやま		
代表者氏名	フリガナ マシモ ススム 眞下 益		
主たる事務所の所在地	〒573-1164 枚方市須山町 42-9		
電話番号		FAX	
メールアドレス			
ホームページアドレス	http://		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印<団体の定款と必ず一致していること> ① 2 3 4 5 6 7		
活動内容	※PR や活動成果等を記入 1.ふれあい活動事業を推進～地域住民のための交流の場を提供する ①わたしの家さろんを開設して、地域住民およびわたしの家大学の利用者に飲み物を提供(@100円) ボランティア 10名参加 ②サロン3階を利用して文化教室を開催 大正琴、手芸工作、生け花、歌声、ウクレレなど ボランティア教授 5名、地域住民 30名参加 ③高齢男性を対象に「男のしゃべり場」を開催 ④サロン前で枚方体操を実施～月～土、10時～10時15分 2. 地域住民と(有)わたしの家すやまとのマッチング事業 (有)わたしの家すやまより依頼を受けボランティアを手配する。 ①ボランティアによる給食調理実施 ボランティア 14名参加 ②ボランティアによるデイサービス送迎実施 ボランティア 5名参加 ③ボランティアによるデイサービス利用者のウォーキング付き添い ボランティア 10名参加 ④(有)わたしの家すやまが行う「わたしの家大学」個別授業にボランティア教授を手配する。個別授業の内容は次の通り～脳トレ、パソコン、生け花、絵画、		

様式第2号/NPO活動応援基金

	<p>習字、工作、朗読、紙芝居、健康教室、男性コーラス、笑いヨガ、歌体操、民謡、大正琴、ハーモニカ、編み物、コミュニケーション など</p> <p>⑥わたしの家大学が実施するイベントに参加し利用者の介助に当たる。更に地域住民への対応を行う。</p> <p>イベントの内容は次の通り～夏祭り、菖蒲鑑賞、運動会、クリスマス、初詣、餅つき、進級式</p>												
<p>活動を開始した年月日</p>	<p>2018年10月²⁹19日 [NPO法人設立(登記)年月日/2018年10月29日]</p>												
<p>団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)</p>	<p>①会員数 会員 <u>73</u>人 ●内 訳/正会員 <u>73</u>人 賛助会員 <u>0</u>人</p> <p>②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>0</u>人 非常勤有給スタッフ <u>0</u>人 ボランティア等 <u>73</u>人 ファンドレイザー(資金調達係)専任 <u>0</u>人 兼任 <u>4</u>人</p> <p>③入会金 有・<input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____円</p> <p>④会費 有・<input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____円</p> <p>⑤寄付金 <input checked="" type="radio"/> 有・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>一口 1,000</u>円</p> <p>⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)</p> <table border="1" data-bbox="446 1254 1376 1848"> <thead> <tr> <th data-bbox="446 1254 705 1355">事業名</th> <th data-bbox="705 1254 1191 1355">事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th data-bbox="1191 1254 1376 1355">補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="446 1355 705 1512"></td> <td data-bbox="705 1355 1191 1512"></td> <td data-bbox="1191 1355 1376 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1512 705 1668"></td> <td data-bbox="705 1512 1191 1668"></td> <td data-bbox="1191 1512 1376 1668"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1668 705 1848"></td> <td data-bbox="705 1668 1191 1848"></td> <td data-bbox="1191 1668 1376 1848"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額									
事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額											
<p>運営総経費のうち特定非営利活動</p>	<p>①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) <input checked="" type="radio"/> 実施している ・ 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費</p>												

様式第2号/NPO活動応援基金

の占める割合	<p style="text-align: right;">_____ 円</p> ②特定非営利活動に係る事業（根拠：2019年度収支計算書又は活動計算書） ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 （事業費+管理費） <hr/> 149万円 ②/①+② = _____ 100%（小数点以下四捨五入） 注：「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入
当基金に登録する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達のため ・事業拡大のため <input checked="" type="checkbox"/> 社会的信用力が向上すると考えるため ・その他（ _____) <p style="text-align: right;">※主なものに○印</p>

NPO法人きんじろう会すやま 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人きんじろう会すやまという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市須山町4番9号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ふれあい活動事業
 - ② 地域住民、介護事業所マッチング事業
 - (2) その他の事業
 - ① 高齢者・障がい者向け生活支援事業
 - ② 研修講座及びセミナー事業
 - ③ 生活支援員養成事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権

利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 眞下 益
理事 近藤 史章

同

.....

監事

三上 高志
谷口 律子
伊藤 博
和田 喜一
稲次 信男
中塚 賢
田中 美穂
北野 重太郎
松居 基夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円	正会員会費 年額	0円
(2) 賛助会員入会金	5000円	賛助会員会費 年額	0円

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市須山町42番9号
NPO法人きんじろう会すやま

会社法人等番号	1200-05-020506
名称	NPO法人きんじろう会すやま
主たる事務所	大阪府枚方市須山町42番9号
法人成立の年月日	平成30年10月29日
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 ① ふれあい活動事業 ② 地域住民、介護事業所マッチング事業</p> <p>(2) その他の事業 ① 高齢者・障がい者向け生活支援事業 ② 研修講座及びセミナー事業 ③ 生活支援員養成事業</p>
役員に関する事項	大阪府枚方市交北三丁目9番12号 理事 眞下 益
登記記録に関する事項	設立 平成30年10月29日登記



大阪府枚方市須山町42番9号
NPO法人きんじろう会すやま

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 2年 7月15日

大阪法務局枚方出張所

登記官

大 谷 邦 彦



2019年度事業報告書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

NPO 法人きんじろう会すやま

I 事業の実施方針

設立2年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、地域住民の交流の場「わたしの家さろん」を設立し、介護事業所と地域住民のマッチングを図りボランティア活動推進事業を行う。

その他の事業については、インフラを構築し、逐次実施して行く。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) ふれあい活動事業

【内容】 地域住民のための交流の場を提供する。

【実施場所】 有限会社わたしの家すやまの「わたしの家さろん」(枚方市須山町42番9号)

【実施日時】 月・火・水・木・金・土 10:00~16:00

【事業の対象者】 地域住民

項目	2019年度予算	2019年度実績
収入	480千円(喫茶収入40千円×12ヶ月)	2,303千円
支出	480千円(人件費@500円×54名×12ヶ月=324千円) (副材費156千円)	2,303千円

「わたしの家さろん」を開設して、地域住民、わたしの家大学利用者に飲み物を提供(@100円)した。住民の交流が促進された。更に、「わたしの家さろん」で文化教室を開催して、地域住民の交流が進んだ。文化教室は、は、大正琴、手芸工作が月2回、そして、生け花、歌声が月1回行われた。デイサービスわたしの家大学の授業として、コミュニケーションが月2回、男声コーラスが月1回行われた。

(2) 地域住民、介護事業所(有)わたしの家すやまとのマッチング事業

【内容】 介護現場で役に立つ活動をしたいと言う地域住民のニーズと、介護事業所のニーズ(給食調理、送迎ドライバー、さろん、ウォーキング、イベント、レクリエーション等の人員補助)をマッチングさせ、地域全体の活性化を図る。

【実施場所】 介護事業所(有)わたしの家すやま

【実施日時】 月・火・水・木・金・土・日(祝日含む)

【事業の対象者】 地域住民及び介護事業所

項目	2019年度予算	2019年度実績
収入	12,564千円(受託費12,564千円)	10,435千円
支出	12,564千円(調理584千円×12ヶ月=7,008千円、ドライバー329千円×12ヶ月=3,948千円、イベントなど134千円×12ヶ月=1,608千円)	10,435千円

デイサービスの昼食提供に9人、サ高住あいあ~の朝夕の食事提供に5人がボランティアとして関わっている。デイサービス利用者の送迎ドライバーとして3人が関わっている。

2 その他事業

(1) 高齢・障がい者向け生活支援事業

【内 容】 高齢者や介護を必要とする方たちの支援をする。
(ゴミ出し、掃除、布団干し、電球交換等)

【実施場所】 近隣地域の住民宅

【実施日時】 月・火・水・木・金・土・日(祝日含む)

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし

(2) 研修講座及びセミナー事業

【内 容】 地域住民の福祉に関する知識向上と支援者の育成をする。

【実施場所】 法人研修室(須山町42番9号)

【実施日時】 月1回水曜日

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし。

(3) 生活支援員養成事業

【内 容】 市からの委託を受け、生活支援員の養成を図る。

【実施場所】 法人研修室(須山町42番9号)

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし。

Ⅲ 社員総会の開催状況

別紙 議事録参照

Ⅳ 理事会その他の役員会の開催状況

(1) 2019年7月24日

出席：理事5名、

場所：わたしの家さろん

時間：13時30分～14時30分

(2) 2019年8月21日

出席：理事8名、監事1名

場所：わたしの家さろん

時間：13時30分～14時30分

(3) 2019年9月18日

出席：理事10名、監事1名

場所：わたしの家さろん

時間：13時30分～14時30分

- (4) 2019年10月16日
出席：理事10名、監事1名
場所：わたしの家さろん
時間：13時30分～14時30分
- (5) 2019年11月20日
出席：理事7名
場所：わたしの家さろん
時間：13時30分～14時30分
- (6) 2019年12月18日
出席：理事7名
場所：わたしの家さろん
時間：13時30分～14時30分
- (7) 2020年1月22日
出席：理事7名
場所：わたしの家さろん
時間：13時30分～14時30分
- (8) 2020年2月19日
出席：理事7名
場所：わたしの家さろん
時間：13時30分～14時30分
- (9) 2020年3月18日
出席：理事7名
場所：わたしの家さろん
時間：13時30分～14時30分

様式4

法人名 : NPO法人きんじろう会すやま

活動計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
I 計上収益		
1. 受取会費		0
2. 受取寄付金		55,500
3. ボランティア受入評価益		2,302,800
5. 事業収益		12,401,693
計上収益計		14,759,993
II 計上費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	10,435,181	
ボランティア評価費用	2,302,800	
人件費計		12,737,981
(2)その他経費		
旅費交通費	358,270	
減価償却費	63,892	
支払手数料	330,980	
委託費	22,500	
雑費	1,396,030	
その他経費計		2,171,672
計上費用計		14,909,653
当期経常増減額		-149,660
2. 営業外収益		
受取利息		5
当期正味財産増減額		-149,655
前期繰越正味財産額		588,896
次期繰越正味財産額		439,241

2019年度役員名簿

NPO法人 きんじろう会すやま

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	ましち すすむ 眞下 益 再任	大阪府枚方市	無
理事	こんどう ふみあき 近藤 史章 再任	大阪府寝屋川市	無
理事	みかみ たかし 三上 高志 再任	大阪府寝屋川市	無
理事	たにくち りつこ 谷口 律子 再任	大阪府枚方市	無
理事	いとう ひろし 伊藤 博 再任	大阪府四条畷市	無
理事	わだ よしかず 和田 喜一 再任	大阪府枚方市	無
理事	いなじ のぶお 稲次 信男 再任	大阪府枚方市	無
理事	なかつか けん 中塚 賢 再任	大阪府枚方市	無
理事	たなか みほ 田中 美穂 再任	大阪府枚方市	無
理事	ちかま よしみ 近間 好美 新任	大阪府枚方市	無
理事	さとう よしえ 佐藤 嘉枝 新任	大阪府枚方市	無
監事	まつい もとお 松居 基夫 再任	兵庫県宝塚市	無

会員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

NPO 法人きんじろう会すやま

	氏 名	住所又は居所
1	眞下 益	大阪府枚方市 [REDACTED]
2	谷口 律子	大阪府枚方市 [REDACTED]
3	伊藤 博	大阪府四条畷市 [REDACTED]
4	和田 喜一	大阪府枚方市 [REDACTED]
5	稲次 信男	大阪府枚方市 [REDACTED]
6	松居 基夫	兵庫県宝塚市 [REDACTED]
7	中塚 賢	大阪府枚方市 [REDACTED]
8	近藤 史章	大阪府寝屋川市 [REDACTED]
9	三上 高志	大阪府寝屋川市 [REDACTED]
10	田中 美穂	大阪府枚方市 [REDACTED]

2020年度事業計画書

2020年4月1日から平成2021年3月31日まで

NPO法人きんじろう会すやま

I 事業の実施方針

2020年度は、高齢・障がい者向け生活支援事業の実施にあたり、地域住民のニーズについて調査を行い、効果的な実施方法を定める。また、ふれあい活動事業、地域住民、介護事業所マッチング事業については、参加者数を増やすため広報を重点的に行う。さらに、毎朝実施している枚方体操の定着と参加者の増を目指す。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) ふれあい活動事業

【内 容】 地域住民のための交流の場を提供する。

【実施場所】 有限会社わたしの家すやまの「わたしの家さろん」（枚方市須山町42番6号）

【実施日時】 月・火・水・木・金・土 10:00~16:00

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 2,300千円(ボランティア受入評価費)

【支 出】 2,300千円(ボランティア評価費用)

(2) 地域住民、介護事業所マッチング事業

【内 容】 介護現場で役に立つ活動をしたいと言う地域住民のニーズと、介護事業所のニーズ(給食調理、送迎ドライバー、ウォーキング、イベント、レクリエーション等の人員補助)とをマッチングさせ、地域全体の活性化を図る。

【実施場所】 介護事業所「(有)わたしの家すやま」

【実施日時】 月・火・水・木・金・土・日(祝日含む)

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 11,000千円(受託費11,000千円)

【支 出】 11,000千円(給与等支払い11,000千円)

2 その他事業

(1) 高齢・障がい者向け生活支援事業

【内 容】 高齢者や介護を必要とする方たちの支援をする。
(ゴミ出し、掃除、布団干し、電球交換等)

【実施場所】 近隣地域の住民宅

【実施日時】 月・火・水・木・金・土・日(祝日含む)

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は収入予定なし

(2) 研修講座及びセミナー事業

【内 容】 地域住民の福祉に関する知識向上と支援者の育成をする。

【実施場所】 法人研修室 (須山町42番9号)

【実施日時】 月1回水曜日

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし

2020年度活動予算書

2020年4月1日から2020年3月31日まで

NPO法人きんじろう会すずま
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
ふれあい活動事業収益	2,300,000		2,300,000
マッチング事業収益	11,000,000	0	11,000,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	13,300,000	0	13,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	13,300,000	0	13,300,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	13,300,000	0	13,300,000
(2) その他経費			
会議費	360,000	0	360,000
交通費	1,400,000		1,400,000
雑費	64,000		64,000
減価償却費	360,000		360,000
支払手数料	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	2,184,000		2,184,000
事業費計	15,484,000	0	15,484,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	15,484,000	0	15,484,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			△2,184,000
前期繰越正味財産額			439,241
次期繰越正味財産額			439,241



TEL:072-898-2216

お問い合わせはお気軽に

[トップページ](#) [生活支援サービス](#) [イベント](#) [お仕事](#) [ボランティア募集](#) [よくあるご質問](#) [会社概要](#) [アクセス](#)

イベント

HOME / イベント

これから開催されるイベント

わたしの家さろん

月曜日～土曜日（日曜日のみ休み、祝日は開催）

10:00～12:30

（12:30～13:30はわたしの家大学にて使用のため利用できません）

13:30～16:00

コーヒー、紅茶、など飲み物

一杯一すべて100円

*年末年始の予定

12月29日（日曜日）から1月3日（金曜日）まで休日

1月5日（日曜日）は休日、1月6日より通常営業



月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4
6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25
27	28	29	30	31	
◀ 6月			8月 ▶		

7月 2020

イベント

• イベント無し

Facebook

twitter

Hatena

Pocket

| トップページ | 生活支援サービス | イベント | お仕事 | ボランティア募集 | よくあるご質問 | 会社概要 | アクセス |

NPO法人きんじろう会すやま

所在地 〒573-1164大阪府枚方市須山町4 2
番9号

TEL 072-898-2216 (有限会社わたしの家
すやま内)

FAX 072-391-2218

Copyright © きんじろう会すやま All Rights Reserved.